

札幌病院薬剤師会会則

〔名 称〕

第 1 条 本会は「札幌病院薬剤師会」と称し、北海道病院薬剤師会札幌支部である。

〔区 域〕

第 2 条 本会は札幌市および札幌近郊（石狩郡、石狩市、北広島市、札幌郡、江別市、恵庭市、千歳市等）を区域とする。

〔目 的〕

第 3 条 本会は病院および診療所に勤務する薬剤師の倫理的および学術的水準を高め病院薬学の進歩発展並びに会員相互の親睦を図り、薬剤師として地域住民の保健衛生の向上に寄与することを目的とする。

〔事 務 局〕

第 4 条 1. 本会の事務局は会長所属の病院または診療所の薬局内に置く。
2. 本会の事務局は会務執行のために次のことを行うが、これを分掌することができる。
(1) 会務の管理および庶務等に関する事項
(2) 会計および予算執行等に関する事項

〔事 業〕

第 5 条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 病院・診療所薬剤師の学識技術向上に関する事項
2. 学術研究会、講演会、研修会等の開催およびこれに対する協力に関する事項
3. 病院・診療所薬剤師の教育、指導、待遇に関する事項
4. 会報の発行および広報活動に関する事項
5. 会員の交流並びに親睦に関する事項
6. 保健衛生の普及指導に関する事項
7. 医薬品の安全性に関する事項
8. その他目的達成に必要な事項

〔会 員〕

第 6 条 本会の会員は正会員、賛助会員および名誉会員とする。

〔会員の区別〕

第 7 条 1. 正会員
病院・診療所に勤務する薬剤師、その他の施設に勤務する薬剤師及び個人の薬剤師とする。
2. 名誉会員
本会に特に顕著な功績のあった会員のなかから理事会の推薦と総会の議を経て会長が委嘱する。任期は終身委嘱とするが、本人の希望により正会員に復帰することができる。
3. 賛助会員
薬剤師ではないが、本会の目的及び事業に賛同し入会した個人及び企業・団体とする。

〔会 費〕

第 8 条 1. 正会員および賛助会員
①正会員および賛助会員は本会所定の年会費を納入する義務を負う。
②正会員および賛助会員は正当な理由なくして年会費の納入を怠った場合は本会を退会したものとみなす。
③正会員および賛助会員の年会費は総会の議を経て定める。
2. 名誉会員
名誉会員は本会の年会費の納入を要しない。

3. 既納された年会費は理由の如何を問わず返還しない。

〔入会および退会〕

- 第 9 条 1. 本会に正会員および賛助会員として加入するには、所定の入会申込書に必要事項を記入し事務局へ送付すると同時に、所定の口座へ会費を納入する。
2. 本会の正会員および賛助会員が退会する時は、すみやかに所定の送付先へ退会届けを送付する。

〔除 名〕

- 第 10 条 1. 会員に本会の綱紀を乱し、または本会の目的趣旨に反する行為があった場合は総会の議を経て除名をすることが出来る。ただし、議決の前に本人に弁明の機会を与えなければならない。
2. 本条第 1 項の規定による除名処分は総会出席者の 2 / 3 以上の賛成を得なければ行うことは出来ない。

〔顧問・相談役〕

- 第 11 条 1. 本会に顧問および相談役を置くことが出来る。
2. 本会の顧問および相談役は理事会の承認を経て会長が委嘱する。任期は委嘱した会長の在任期間とする。
3. 本会の顧問および相談役は第 18 条、第 8 項の規定を準用する。

〔役 員〕

第 12 条 本会に次の役員を置く

- 会 長： 1 名
副会長： 3 名
監 事： 2 名
会 計： 2 名
理 事： 若干名（内常任理事：若干名）

〔役員選出〕

- 第 13 条 1. 本会の会長および監事は総会において正会員の中から選出される。
2. 本会の副会長および理事は正会員の中から選出される。
3. 本会の役員選出においては、再選を妨げない。

〔役員任期〕

- 第 14 条 1. 本会の役員任期は 2 年とする。
2. 本会の役員に欠員が生じ、補欠により新たに就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

〔役員任務〕

- 第 15 条 1. 会長は本会を代表し、会務を総轄する。
2. 副会長は会長を補佐し会務を掌る。また、会長に事故の生じた時はその職務を代行する。
3. 理事および常任理事は会務を分掌する。
4. 監事は本会の会務および会計を監査し、毎年その監査の結果を総会に報告しなければならない。

〔会長代行〕

- 第 16 条 1. 会長が正会員の資格を失った場合、理事会にて会長代行を互選する。
2. 会長代行の任期は残任期間とする。

〔会 議〕

第 17 条 本会の会議は総会、理事会、常任理事会とする。

〔総 会〕

- 第 18 条 1. 本会の総会は通常総会、および臨時総会とする。
2. 通常総会は年 1 回会長が招集し開催する。
3. 臨時総会の招集
会長が必要があると認められた時、或いは正会員の 1 / 5 以上が議題を示して請求した時とする。

4. 次に掲げる事項は総会の議決、或いは承認を経なければならない。
 - ①会務および事業報告
 - ②事業計画（案）
 - ③決算報告
 - ④予算（案）
 - ⑤年会費の賦課および負担金に関する事項
 - ⑥本会の会則の変更に関する事項
 - ⑦本会の解散に関する事項
 - ⑧その他、本会の運営に関する重要な事項
5. 総会における議長の選出は出席正会員の中から互選とする。
6. 総会の議事については議事録を作成し、この議事録には議事録署名人2名が署名しなければならない。
7. 議事録署名人2名の選出は、総会出席正会員の中から議長が指名する。
8. 名誉会員は総会に出席できる。ただし、議決権の行使はできない。
9. 総会に於ける議決および承認は出席正会員の過半数により決す。ただし、可否同数の場合は議長が決す。

〔理 事 会〕

- 第 19 条
1. 理事会は会長、副会長、常任理事および理事をもって構成する。
 2. 理事会は理事半数以上の出席がなければ成立しない。
 3. 理事会は総会に次ぐ決議機関であり、必要な場合会長が招集する。

〔常任理事会〕

- 第 20 条
1. 常任理事会は会長、副会長、常任理事をもって構成する。
 2. 常任理事会は理事会に代わる決議機関であり、必要な場合会長が招集する。常任理事会の議決事項はのちに理事会に報告し承認を経なければならない。

〔委 員 会〕

- 第 21 条
1. 本会の事業を行うための機関として次の委員会を置く。
任務分担の内容は下記のごとくである。
広報委員会：会報の発行および広報活動に関する事項。
学術・研修委員会：薬剤師の生涯研修を促進し、認定薬剤師および専門薬剤師の育成に関する事項。
教育・実習委員会：新任薬剤師および薬学生実務実習の教育に関する事項。
会員委員会：会員発表会、親睦会および組織強化に関する事項。
 2. 各委員会は担当の副会長、常任理事、理事および若干名の委員をもって構成する。
 3. 委員は、会長が委嘱する。
 4. 各委員会には委員長を置く。
 5. 委員長は委員会を主宰し、活動状況を会長、常任理事会および理事会に報告しなければならない。
 6. 委員の任期は本会の会則第 14 条第 1 項の規定を準用する。
 7. 委員に欠員が生じ補欠により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。
 8. 本条第 1 項の委員会の他に、必要な場合は他の委員会を設置することが出来る。但し理事会の承認を経なければならない。

〔会 計〕

- 第 22 条
1. 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。
 2. 本会の経費は年会費、寄付金およびその他の収入をもって充てる。
 3. 本会の会計年度において剰余金の生じた場合、翌年度の会計に繰越す。ただし総会の議決を経て剰余金の全部または一部を特別事業のため積立金として積み立てることができる。

〔会則の変更〕

第 23 条 本会の会則の変更は総会において議決を経なければならない。

〔その他〕

第 24 条 本会の会則に定めなき事項については理事会または常任理事会において協議して処理し、必要に応じて総会の承認を得るものとする。

〔付 則〕

この本会会則は総会において議決を経た日の翌日から施行し、同時に従前の本会会則は廃止する。

本会の会則施行 昭和 31 年 4 月 1 日
一部改正 昭和 37 年 2 月 15 日
一部改正 昭和 49 年 10 月 25 日
一部改正 昭和 55 年 7 月 18 日
一部改正 昭和 56 年 7 月 17 日
一部改正 昭和 61 年 7 月 18 日
全面改正 平成 2 年 1 月 20 日
全面改正 平成 4 年 6 月 26 日
一部改正 平成 7 年 6 月 23 日
一部改正 平成 8 年 6 月 21 日
一部改正 平成 9 年 6 月 6 日
一部改正 平成 14 年 4 月 25 日
一部改正 平成 18 年 4 月 27 日
一部改正 平成 24 年 5 月 16 日